

除雪作業員も一生懸命がんばっています！

除雪作業にご協力願います

自宅入口前の雪は各家庭で処理して下さい。

除雪車がよせた雪や各家庭の雪を道路に押し出さないで下さい。
道路の通行確保のため、ご協力願います。



農道や私道は利用者が除雪して下さい。

町が除雪するのは、原則として町道および町が所有する通路のみです。
なお、国道および各県道は県が除雪をしています。

路上、公共施設等への車両放置は絶対にしないで下さい。

除雪作業を中断しなければならない場合もあります。
特にサンモール周辺、各町営住宅はご注意下さい。



作業中の除雪車には、後方30m以内に近寄らないで下さい。

前方でも10mくらいは死角となります。
また除雪車の追い越しには、合図をして安全に十分注意して下さい。



路上に私有物がはみ出さないようにして下さい。

事故が起きた場合、放置者が責任を問われる場合があります。
原則として、側溝も道路の敷地内に含まれますので、ご注意ください。

流雪溝や融雪溝への投雪は十分注意して下さい。

一斉に投雪するとあふれたり、凍結して下流の住民に迷惑がかかります。
各地域で投雪時間を決める等の話し合いのうえ、時間差により処理して下さい。
※用・排水路へ排雪すると下流であふれるため、排雪しないようにしてください。

***深夜、早朝作業にご理解ください**

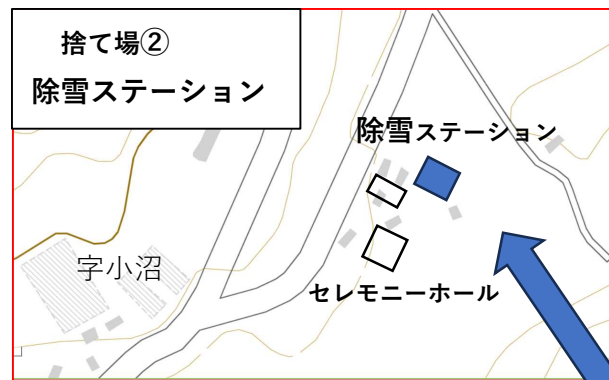
お問い合わせ先 田子町役場 TEL 32-3111 (代表)





田子町指定雪捨て場のご案内

令和5年度より、田子町では町内に2カ所の雪捨て場を設置しました。
雪捨て場所でお困りの方は、ご利用ください。



小沼地区《注意事項》

- ・有効に利用するため、雪捨て場の奥側からご利用ください。
- ・雪捨て場は、町の土地ですので、雪以外（土砂・ゴミ等）は絶対に捨てないでください。
- ・搬入時は、事故のないように慎重に作業をしてください。
- ・雪捨て場内での利用者の事故やトラブルには、町で一切責任は負いません。

天神堂向地区《注意事項》

- ・点線の道路の上に車を止めて、ロープの中には入らずご利用ください。
- ・雪捨て場は、町の土地ですので、雪以外（土砂・ゴミ等）は絶対に捨てないでください。
- ・搬入時は、事故のないように慎重に作業をしてください。
- ・雪捨て場内での利用者の事故やトラブルには、町で一切責任は負いません。